附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成三十年一月一日から施行する。

（準備行為）

第二条　この省令による改正後の特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令（以下「新省令」という。）第三条第一項本文の規定による許可を受けようとする者は、この省令の施行前においても、新省令第五条の規定の例により、許可の申請をすることができる。

2　農林水産大臣は、前項の申請があった場合には、この省令の施行前においても、新省令第三条、第四条、第六条、第七条、第十条及び十二条の二の規定の例により、許可をすることができる。

（経過措置）

第三条　この省令の施行前にかじき等流し網漁業について漁業法第六十七条第一項の規定に基づく海区漁業調整委員会の指示に定めるところにより海区漁業調整委員会の承認を受けた者は、平成三十年三月三十一日までの間は、かじき等流し網漁業について同法第六十五条第一項又は水産資源保護法第四条第一項の規定に基づく都道府県規則の規定による都道府県知事の許可を受けた者とみなして、新省令第三条第一項の規定を適用する。

（罰則の適用に関する経過措置）

第四条　この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行規則の一部改正）

第五条　海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行規則（平成八年農林水産省令第三十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線部分を加える。

改正後	改正前
（指定漁業及び農林水産大臣の許可その他の処分を要する漁業以外の指定漁業等） **第二条**　法第三条第二項第四号の農林水産省令で定める漁業は、次のとおりとする。 一　（略） 二　かじき等流し網漁業（特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令（平成六年農林水産省令第五十四号。以下「特定大臣許可省令」という。）第一条第一項第三号に掲げる漁業をいう。以下同じ。）（特定大臣許可省令第三条第一項本文の許可を要するものを除く。） 三　（略） （採捕の数量等に係る農林水産大臣に対する報告事項） **第十一条**　法第十七条第一項の農林水産省令で定める指定漁業等を営む者（以下「採捕の数量等の報告者」という。）は、次に掲げる漁業を営む者とする。 一～七　（略） 八　東シナ海等かじき等流し網漁業（特定大臣許可省令第一条第一項第二号に掲げる漁業をいう。） 九・十　（略）	（指定漁業及び農林水産大臣の許可その他の処分を要する漁業以外の指定漁業等） **第二条**　法第三条第二項第四号の農林水産省令で定める漁業は、次のとおりとする。 一　（略） 二　かじき等流し網漁業（特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令（平成六年農林水産省令第五十四号。以下「特定大臣許可省令」という。）第一条第一項第三号に掲げる漁業をいう。以下同じ。） 三　（略） （採捕の数量等に係る農林水産大臣に対する報告事項） **第十一条**　法第十七条第一項の農林水産省令で定める指定漁業等を営む者（以下「採捕の数量等の報告者」という。）は、次に掲げる漁業を営む者とする。 一～七　（略） 八　東シナ海等かじき等流し網漁業（特定大臣許可省令第一条第二号に掲げる漁業をいう。） 九・十　（略）

規　則

○国家公安委員会規則第九号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第四条第四項、第二十条第二項、第三項及び第十一項、第二十四条第三項並びに第四十七条の規定に基づき、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則及び遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年九月四日

国家公安委員会委員長　小此木八郎

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則及び遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則の一部を改正する規則

（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和六十年国家公安委員会規則第一号。以下「施行規則」という。）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。